

前田の《ちょっと経営を考えよう》第 320 回

小さくて狭い国日本、いろいろ一所懸命に考え行動していますが、どうしても視野に限界がありそうですね。その一つが昨年起きた大企業の不正問題・詐欺問題です。律儀でまじめな行動をする国民や経営者が多い国のはずですが、なかなか広く長い目で見ることができない、一時的な判断しかできない経営者が多いことも事実ですね。この辺りをどう修正していくかが、今後の日本の方向性を決める大変重要なものになりそうです。

日経新聞（平成 30 年 3 月 5 日版）に製薬大手が中国に大型新薬を投入する、またスイスのノバルティスが主力開発拠点を上海に設立した等の記事が掲載されていました。あのトヨタをはじめとする車事業さえ中国に生産拠点を持って行っています。結局、人口の多さ、これからの発展性を考えると、やはり中国へ向けて進出するより仕方なさそうですね。これも日本の宿命なような気がします。ただ逆にそういった場合、中国との交渉能力・対応力もやはり身に着けておかないと、大変なことになりますね。

今後日本人、いや日本経営者が今以上に能力をつけ、交渉力をつけるためのコツを少し書かせてもらいます。

笹川良一氏の「真実・男の生き方」からです。

- ① 夜の過ごし方：どんなに忙しくても書斎で一人の「静の時間」を持つ
心身を浄化し、翌日への気力へつなげる
- ② 初めてあう相手のことはできる限り調べて臨む（中国人との交渉力にも使えそうですね）
波乱の多い今年かと思いますが、じっくり見て落ち着いて頑張ってください！

前田の《今人生を語る》第 225 回

めざめよ日本人 (147)

最近、日本に来る中国人の「マナー」が少しは良くなっているようです。ただし、「悪貨は良貨を駆逐する」と言いますように日本の若者のマナーがかなり悪くなってきました。

皆様の会社でもマナーについて少しずつ教育していただくようお願いいたします。

1. 帳簿書類等の保存期間

法人は帳簿と取引等に関して作成、又は受領した書類をその事業年度の確定申告書の提出期限の翌日から 7年間保存しなければなりません。

※帳簿とは

総勘定元帳、仕訳帳、現金出納帳、売掛金元帳、買掛金元帳
固定資産台帳、売上帳、仕入帳など

※書類とは

棚卸表、注文書、契約書、領収書など

※平成 20 年 4 月 1 日以降に終了した欠損金の生じた事業年度においては、帳簿書類の保存期間が 9年間に延長されました。

また、平成 30 年 4 月 1 日以降に開始する欠損金の生ずる事業年度においては、帳簿書類の保存期間が 10年間に延長されています。

2. 帳簿書類の保存方法

(1) 原則的な保存方法

帳簿書類の保存方法は、紙による保存が原則となります。したがって、電子計算機で作成した帳簿書類についても原則として電子計算機からアウトプットした紙により保存する必要があります。

(2) 電磁的記録（電子データ）による保存方法

自己が電磁的記録により最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する帳簿書類で一定の要件を満たすものは、紙による保存によらず、サーバー・DVD・CD等に記録した電磁的記録のままで保存することができます。

なお、電磁的記録による保存を行う場合には、あらかじめ所轄税務署長に対して申請書を提出し、承認を受けることが必要です。また、この申請書は、備付けを開始する日の 3 か月前の日までに提出する必要があります。

(3) 一定の書類のスキヤナ読み取りの電磁的記録の保存方法

保存すべき書類のうち、棚卸表、貸借対照表及び損益計算書並びに計算、整理又は決算に関して作成されたそのほかの書類以外の一定の書類については、紙による保存によらず、スキヤナ読み取りの電磁的記録による保存（以下スキヤナ保存といいます）を行うことができます。

なお、スキヤナ保存を行う場合には、あらかじめ所轄税務署長に対して申請書を提出し、承認を受けることが必要です。また、この申請書は、スキヤナ保存を行おうとする日の 3 か月前の日までに提出する必要があります。